

平成 2 9 年 9 月

第 4 回 人吉市議会（定例会）議案

人 吉 市

平成 2 9 年 9 月 第 4 回 人 吉 市 議 会 （ 定 例 会 ） 提 出 案 件

議 案 番 号	件 名
議第 6 2 号	平成 2 9 年 度 人 吉 市 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 2 号 ）
議第 6 3 号	平成 2 9 年 度 人 吉 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 （ 第 1 号 ）
議第 6 4 号	平成 2 9 年 度 人 吉 市 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 補 正 予 算 （ 第 2 号 ）
議第 6 5 号	平成 2 9 年 度 人 吉 市 介 護 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算 （ 第 1 号 ）
議第 6 6 号	平成 2 9 年 度 人 吉 市 介 護 サ ー ビ ス 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 （ 第 1 号 ）
議第 6 7 号	平成 2 9 年 度 人 吉 市 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 （ 第 1 号 ）
議第 6 8 号	平成 2 9 年 度 人 吉 市 公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 （ 第 2 号 ）
議第 6 9 号	平成 2 9 年 度 人 吉 市 国 民 宿 舎 特 別 会 計 補 正 予 算 （ 第 1 号 ）
議第 7 0 号	平成 2 8 年 度 人 吉 市 水 道 事 業 特 別 会 計 利 益 の 処 分 及 び 決 算 の 認 定 に つ い て
議第 7 1 号	平成 2 8 年 度 人 吉 市 公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計 利 益 の 処 分 及 び 決 算 の 認 定 に つ い て
議第 7 2 号	人 吉 市 行 政 手 続 に お け る 特 定 の 個 人 を 識 別 す る た め の 番 号 の 利 用 等 に 関 す る 法 律 に 基 づ く 個 人 番 号 の 利 用 及 び 特 定 個 人 情 報 の 提 供 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て
議第 7 3 号	人 吉 市 水 道 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て
議第 7 4 号	人 吉 市 農 業 振 興 地 域 整 備 促 進 等 審 議 会 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て
議第 7 5 号	人 吉 市 企 業 立 地 促 進 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て
議第 7 6 号	人 吉 市 企 業 立 地 の 促 進 等 に よ る 地 域 に お け る 産 業 集 積 の 形 成 及 び 活 性 化 に 関 す る 法 律 第 1 0 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 準 則 を 定 め る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ

- いて
- 議第 7 7 号 人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 7 8 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 議第 7 2 号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 7 3 号 人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 7 4 号 人吉市農業振興地域整備促進等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 7 5 号 人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 7 6 号 人吉市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 7 7 号 人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

平成 2 9 年 9 月 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

議第 7 2 号

人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供の提供に関する条例の一部を改正する条例

人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年人吉市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 9 の項を次のように改める。

1 9 削除	
--------	--

別表第 1 の 3 2 の項中「（昭和 5 0 年人吉市教育委員会告示第 7 号）」を「（平成 2 8 年人吉市教育委員会告示第 9 号）」に改める。

別表第 2 の 3 の項第 2 号中「児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定若しくは費用の徴収に関する情報、同法」を「児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）」に改め、同項第 8 号から第 1 0 号までを次のように改める。

- (8) 人吉市子ども医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
- (9) 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報（以下「子ども・子育て関係情報」という。）であって規則で定めるもの
- (10) 生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

別表第 2 の 4 の項第 9 号中「児童手当支給関係情報」を「児童手当法（昭和 4 6 年法律第 7 3 号）による児童手当又は特例給付（同法附則第 2 条第 1 項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する情報（以下「児童手当支給関係情報」という。）」に改め、同項に次の 2 号を加える。

- (11) 人吉市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助

成に関する情報であって規則で定めるもの

(12) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の5の項第2号から第6号までを次のように改める。

(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの

(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの

(4) 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの

(5) 母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する情報（以下「母子保健関係情報」という。）であって規則で定めるもの

(6) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の5の項第7号から第10号までを削り、同表6の項第7号から第9号までを削り、同表8の項第3号から第15号までを次のように改める。

(3) 障害者関係情報であって規則で定めるもの

(4) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの

(5) 地方税関係情報であって規則で定めるもの

(6) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する情報（以下「公営住宅関係情報」という。）であって規則で定めるもの

(7) 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの

(8) 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する情報（以下「国民年金関係情報」という。）であって規則で定めるもの

(9) 児童扶養手当支給関係情報であって規則で定めるもの

(10) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報又は同法による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの

(11) 児童手当支給関係情報であって規則で定めるもの

(12) 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、

地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険関係情報」という。）であって規則で定めるもの

(13) 健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する情報（以下「健康増進関係情報」という。）であって規則で定めるもの

(14) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報（以下「障害者総合支援関係情報」という。）であって規則で定めるもの

(15) 子ども・子育て関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の8の項第16号から第22号までを削り、同表19の項を次のように改める。

19	削除		
----	----	--	--

別表第2の20の項第11号中「後期高齢者医療関係情報」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する情報（以下「後期高齢者医療関係情報」という。）」に改め、同表24の項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの

(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の24の項第4号及び第5号を削り、同表25の項第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの

(3) 児童扶養手当支給関係情報であって規則で定めるもの

(4) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の25の項第5号から第14号までを削り、同表26の項第8号から第10号までを次のように改める。

(8) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

(9) 障害者総合支援関係情報であって規則で定めるもの

(10) 子ども・子育て関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の26の項第11号から第15号までを削り、同表31の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同表34の項第3号から第8号までを次のように改める。

(3) 障害者関係情報であって規則で定めるもの

(4) 公営住宅関係情報であって規則で定めるもの

(5) 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの

(6) 国民年金関係情報であって規則で定めるもの

(7) 健康増進関係情報であって規則で定めるもの

(8) 子ども・子育て関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の34の項第9号から第18号までを削り、同表36の項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの

(2) 後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の36の項第3号から第5号までを削り、同表40の項に次の1号を加える。

(5) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の41の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同表42の項第3号から第8号までを次のように改める。

(3) 障害者関係情報であって規則で定めるもの

(4) 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの

(5) 国民年金関係情報であって規則で定めるもの

(6) 母子保健関係情報であって規則で定めるもの

(7) 子ども・子育て関係情報であって規則で定めるもの

(8) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の42の項第9号から第11号までを削り、同表43の項第3号から第9号までを次のように改める。

(3) 障害者関係情報であって規則で定めるもの

(4) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの

(5) 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの

(6) 国民年金関係情報であって規則で定めるもの

(7) 母子保健関係情報であって規則で定めるもの

(8) 子ども・子育て関係情報であって規則で定めるもの

(9) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の43の項第10号から第12号までを削り、同表44の項第6号から第8号までを次のように改める。

(6) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

(7) 障害者総合支援関係情報であって規則で定めるもの

(8) 子ども・子育て関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の44の項第9号から第13号までを削り、同表45の項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、同表46の項に次の2号を加える。

(5) 障害者総合支援関係情報であって規則で定めるもの

(6) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の47の項第6号を次のように改める。

(6) 障害者総合支援関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の51の項第2号から第5号までを次のように改める。

(2) 障害者関係情報であって規則で定めるもの

(3) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

(4) 児童手当支給関係情報であって規則で定めるもの

(5) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の51の項第6号から第9号までを削る。

別表第3の1の項及び2の項を次のように改める。

1	削除			
2	削除			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項に基づく個人番号の利用を行わないことによる規定の削除並びに情報連携項目の削除及び追加を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 7 3 号

人吉市水道条例の一部を改正する条例

人吉市水道条例（昭和 3 9 年人吉市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「1 戸」を「1 個の水道メーター（以下「メーター」という。）により、1 戸」に改め、同条第 2 号中「2 戸」を「1 個のメーターにより、2 戸」に改める。

第 6 条中「もの」を「者」に、「ある」を「できる」に改める。

第 1 5 条を次のように改める。

（メーターの設置）

第 1 5 条 市は、使用水量を計量するため、給水装置にメーターを設置する。ただし、市長がその必要がないと認めたものについては、この限りでない。

第 1 6 条の見出し及び同条第 1 項から第 3 項までの規定中「量水器」を「メーター」に改める。

第 1 7 条第 1 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同条第 2 項中「1 に」を「いずれかに」に改める。

第 1 9 条第 2 項中「ある」を「できる」に改める。

第 2 2 条を次のように改める。

（料金）

第 2 2 条 料金は、1 月につき、次の表の種類及び口径等の区分に従い、使用水量に応じ基本料金及び従量料金の合計額とする。ただし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

給水装置の種類	口径等	基本料金	従量料金		
			第 1 段	第 2 段	第 3 段
専用給水装置及び共用給水装置	1 3 ミリメートル	7 8 8 . 4 円	1 立方メートル以上 8	9 立方メートル以上 1	1 1 立方メートル以上
	2 0 ミリメートル	9 5 0 . 4 円	立方メートル以下 1	0 立方メートル以下	1 立方メートルにつき
	2 5 ミリメートル	1 , 0 6 9 . 2 円	立方メートルにつき	1 立方メートルにつき	き 1 6 7 . 4 円
	4 0 ミリメートル	1 , 6 0 9 . 2 円	1 0 . 8 円	4 3 . 2 円	

	50ミリメートル	2, 689.2円			
	75ミリメートル	3, 218.4円			
	一時用		1立方メートルにつき	308.8円	
私設消火栓	25ミリメートル未満		演習20分以内 1個、1回につき	463.3円	
	25ミリメートル以上 50ミリメートル未満		演習20分以内 1個、1回につき	1, 865.1円	
	50ミリメートル以上		演習20分以内 1個、1回につき	4, 775.7円	

備考 この表において、「一時用」とは、工事現場等で臨時に使用するものをいう。

第23条中「量水器」を「メーター」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算するものとする。この場合において、切り捨てた端数は、翌月の使用水量に繰り越して計算するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、給水装置の使用を廃止し、又は中止した場合の使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算するものとする。

第24条第1号中「量水器」を「メーター」に改める。

第25条を次のように改める。

(特別な場合における料金の算定)

第25条 月の中途において、水道の使用を開始し、又は使用をやめるときの基本料金は、使用日数が15日以内のときは1月の2分の1とし、使用日数が16日以上ときは1月とみなして算定する。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 2 月の中途において口径に変更があった場合は、当該月のうち、使用日数の多い方の口径によって算定するものとする。ただし、使用日数が等しい場合は、変更後の口径によって算定するものとする。

第28条第1項中「量水器」を「メーター」に改める。

第29条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第 3 1 条中「ある」を「できる」に改める。

第 3 2 条第 2 号及び第 3 3 条第 2 号中「量水器」を「メーター」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 2 2 条及び第 2 5 条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成 3 0 年 4 月 3 0 日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

(提案理由)

人吉市水道事業運営審議会の答申に伴う料金等の見直しその他所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 7 4 号

人吉市農業振興地域整備促進等審議会条例の一部を改正する 条例

人吉市農業振興地域整備促進等審議会条例（昭和 4 5 年人吉市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「の施行」を「に基づく農業振興地域の整備に関する事項」に、「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に、「第 1 8 条第 2 項の規定に基づき」を「第 1 4 条第 2 項の規定に基づく農村地域への産業の導入の促進に関する事項を調査審議するため」に改める。

第 2 条第 1 項中「の各号」を削り、同項第 1 号中「農業振興地域整備計画」を「農業振興地域の整備に関する法律第 8 条に規定する農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）」に改め、同項第 2 号中「農用地利用計画」を「整備計画における農用地利用計画」に改め、同項第 3 号中「農業振興地域整備計画」を「整備計画」に改め、同項第 4 号中「農村地域工業等導入実施計画」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第 5 条に規定する実施計画（以下「実施計画」という。）」に改め、同項第 5 号中「農村地域工業等導入実施計画」を「実施計画」に改め、同項第 6 号中「事項のほか」を「もののほか」に、「農村地域工業等導入」を「農村地域への産業の導入」に、「重要なこと。」を「、市長が必要と認める事項」に改め、同条第 2 項を削る。

第 3 条第 2 項中「の各号」を削り、同項第 1 号を次のように改める。

(1) 人吉市議会議員

第 3 条第 2 項第 2 号中「市農業委員会」を「人吉市農業委員会」に改め、同項第 3 号中「役・職員」を「代表者」に改め、同項第 4 号中「等」を削り、同項第 7 号中「を代表する者（農村地域工業等導入実施計画に関する場合）」を「の代表者」に改める。

第 4 条第 1 項中「補欠の委員」を「委員が欠けた場合における補欠委員」に改め、同条第 2 項を削る。

第 5 条第 2 項中「よって定める」を「より選任する」に改め、同条第 3 項中「会議の議長となる」を「審議会を代表する」に改め、同条第 4 項中「事故あるとき」の次に「、又は欠けたとき」を加える。

第 6 条第 1 項中「する」を「し、その議長となる」に改め、同条第 4 項を削る。

第 8 条を次のように改める。

(補則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 48 号）が施行されたことに伴う規定の整理その他所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 7 5 号

人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例

人吉市企業立地促進条例（平成 1 8 年人吉市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第 9 条第 1 項に規定する同意集積区域における企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 2 0 条の地方公共団体等を定める省令」を「第 4 条第 6 項の規定による同意を得た基本計画で定められた同条第 2 項第 1 号に規定する促進区域において、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 2 5 条の地方公共団体等を定める省令」に、「第 3 条」を「第 2 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 4 7 号）等が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 7 6 号

人吉市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

人吉市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例（平成 2 0 年人吉市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

人吉市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例

第 1 条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第 1 0 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に改める。

第 2 条中「緑地面積率等に関する同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準」を「緑地面積率等に関する工場立地特例対象区域についての区域の区分ごとの基準」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 4 7 号）等が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 7 7 号

人吉市営住宅条例の一部を改正する条例

人吉市営住宅条例（平成 9 年人吉市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「の各号」を削る。

第 5 条第 5 号中「第 2 0 条（」の次に「同法」を加える。

第 6 条第 1 項第 2 号ウ中「者があるまでの」を「までの者がある」に改め、同条第 2 項第 5 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第 1 1 条第 1 項中「の各号」を削る。

第 1 2 条第 1 項中「更生」を「更正」に改める。

第 1 3 条第 2 項中「第 8 条」を「第 7 条」に改め、同条第 4 項中「更生」を「更正」に改める。

第 1 4 条第 4 号中「前各号」を「前 3 号」に改める。

第 1 7 条第 2 項及び第 1 9 条第 2 項中「責」を「責め」に改める。

第 2 5 条中「第 1 0 条」を「第 1 1 条」に改める。

第 2 6 条中「第 1 1 条」を「第 1 2 条」に改める。

第 2 7 条第 3 項中「更生」を「更正」に改める。

第 3 0 条第 4 項第 4 号中「前各号」を「前 3 号」に改める。

第 3 2 条第 1 項中「第 3 1 条第 3 項」を「前条第 3 項」に改める。

第 3 5 条中「第 1 1 条」を「第 1 2 条」に改める。

第 3 6 条中「第 3 0 条第 1 項」を「第 2 9 条第 1 項」に、「第 1 1 条」を「第 1 2 条」に改める。

第 3 7 条第 2 項中「第 2 4 条」を「第 2 4 条第 1 項ただし書」に改める。

第 3 8 条第 3 項中「前項」を「第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部を改正する政令（平成２９年政令第２００号）等が施行されたことに伴う規定の整理その他所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 7 8 号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

人吉市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

長 船 法 文

平成 2 9 年 9 月 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

教育委員会委員を任命するに当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意が必要である。